

# 令和3年第3回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)



## 目 次

番 号	件 名	ページ
定県第 124 号議案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	1
定県第 125 号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	2
定県第 126 号議案	神奈川県県税条例の一部を改正する条例	3
定県第 127 号議案	神奈川県地震災害対策推進条例の一部を改正する条例	4
定県第 128 号議案	神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例	5
定県第 129 号議案	工事請負契約の締結について（県営阿久和団地公営住宅新築工事（3期—建築—第4工区）請負契約）	6
定県第 130 号議案	指定管理者の指定について（相模湖公園及び相模湖漕艇場）	7
定県第 131 号議案	指定管理者の指定について（秦野戸川公園及び山岳スポーツセンター）	8
定県第 132 号議案	指定管理者の指定について（相模三川公園）	9
定県第 133 号議案	指定管理者の指定について（山北つぶらの公園）	10
定県第 134 号議案	神奈川県科学技術政策大綱の計画期間の変更について	11
定県第 135 号議案	訴訟の提起について	12
定県第 136 号議案	和解について	13
定県第 137 号議案	和解について	14
定県第 138 号議案	地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更について	15
認 第 1 号	令和2年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について	16



## 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウスの項及び特定非営利活動法人市民セクターよこはまの項を削り、同表NPO法人アール・ド・ヴィーヴルの項中「小田原市久野 906 番地アネシスヒルズ 102 号室」を「小田原市久野 403 番地の17」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人市民セクターよこはま	横浜市中区弁天通六丁目81番コーケンキャピタルビル2階C号室	令和3年11月1日から令和8年10月31日まで
特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウス	大和市南林間七丁目1番15号	令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

### 附 則

- この条例は、令和3年11月1日から施行する。ただし、別表NPO法人アール・ド・ヴィーヴルの項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウスの項及び特定非営利活動法人市民セクターよこはまの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和3年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第47条第1項第2号中「銃器の」を「クロスボウ（以下この号において「銃器等」という。）若しくは銃器等の」に、「銃器を」を「銃器等を」に改める。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項中「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

（保健福祉業務等従事手当の特例）

- 3 職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に係るワクチンの接種の業務に従事した場合における保健福祉業務等従事手当の支給については、第6条第1項中「困難な業務」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種の業務」と、「月額で特殊勤務手当の支給を受けている者、」とあるのは「、」と、「者及び第15条の手当の支給を受けている者」とあるのは「者（歯科医師を除く。）」と、同条第2項中「980円を超えない範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定める」とあるのは「3,000円とする」と読み替えて、同条の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年7月17日から適用する。ただし、第47条の改正規定は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和3年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の業務に従事した場合における保健福祉業務等従事手当の特例等に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第44項中「平成29年度から令和3年度まで」を「令和4年度から令和8年度まで」に改め、同項第2号中「1,800円」の次に「(令和6年度から令和8年度までの各年度分にあつては、1,300円)」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第44項の規定は、令和4年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和3年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

令和3年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### (提案理由)

水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため、個人の県民税の超過課税措置の適用期間を延長することとしたいので提案するものであります。

## 神奈川県地震災害対策推進条例の一部を 改正する条例

神奈川県地震災害対策推進条例（平成25年神奈川県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第14条第3項中「勧告」を「指示」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

災害対策基本法の一部改正を踏まえ、避難勧告が廃止され避難指示に一本化されたこととの整合を図るため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県屋外広告物条例の一部を改正 する条例

神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）の一部を次のように改正する。  
第47条中「平塚市」の次に「、鎌倉市」を加える。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 3 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表 158 の項及び 159 の項中「鎌倉市、」を削る。

令和3年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

景観行政団体である鎌倉市が屋外広告物法第28条の規定に基づき、屋外広告物に係る条例の制定又は改廃に関する事務を処理することを可能とするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 工事請負契約の締結について

県営阿久和団地公営住宅新築工事（3期一建築一第4工区）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 昭和・北沢特定建設工事共同企業体  
代表者 昭和建設株式会社  
代表取締役 工 藤 圭 亮
- 2 請負契約金額 10億8,937万700円

令和3年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県営阿久和団地公営住宅新築工事（3期一建築一第4工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定について

相模湖公園及び相模湖漕艇場の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設の名称 相模湖公園及び相模湖漕艇場
- 2 指定管理者
  - (1) 名称 相模湖観光協会・神奈川県ボート協会グループ
  - (2) 主たる事務所の所在地 相模原市緑区与瀬1183番地
- 3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

相模湖公園及び相模湖漕艇場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定について

秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設の名称 秦野戸川公園及び山岳スポーツセンター
- 2 指定管理者
  - (1) 名称 神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体
  - (2) 主たる事務所の所在地 横浜市中区扇町三丁目8番地8
- 3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定について

相模三川公園の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 相模三川公園
- 2 指 定 管 理 者
  - (1) 名 称 神奈川県公園協会・サカタのタネグリーンサービスグループ
  - (2) 主たる事務所の所在地 横浜市中区扇町三丁目8番地8
- 3 指 定 期 間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

相模三川公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定について

山北つぶらの公園の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 山北つぶらの公園
- 2 指 定 管 理 者
  - (1) 名 称 公益財団法人神奈川県公園協会
  - (2) 主たる事務所の所在地 横浜市中区扇町三丁目8番地8
- 3 指 定 期 間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

山北つぶらの公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 神奈川県科学技術政策大綱の計画期間 の変更について

平成29年3月24日定県第42号をもって議決を経た神奈川県科学技術政策大綱の計画期間を次のとおり変更するものとする。

- 1 変更前計画期間 2017（平成29）年度～2021（令和3）年度（5年間）
- 2 変更後計画期間 2017（平成29）年度～2022（令和4）年度（6年間）

令和3年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針を踏まえ、神奈川県科学技術政策大綱の計画期間を変更するため、神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

## 訴訟の提起について

神奈川県は、次のとおり県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の配偶者に対する詐害行為取消請求の訴訟をなすものとする。

1 件 名 県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の配偶者に対する  
詐害行為取消請求事件

2 訴訟の相手方



3 請 求 内 容 不動産の贈与に対する詐害行為取消請求

令和3年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の配偶者に対し、詐害行為取消請求の訴訟を提起したいので提案するものであります。

## 和解について

民事訴訟法第89条に基づく和解をするものとする。

1 件 名 元県職員が業務過重により自死に至った公務災害事案に関する損害賠償請求事件に係る和解

2 和解の相手方 県外在住 個人

3 和 解 内 容 県は、過重な業務に従事させたことが原因で、相手方の子である元県職員を死に至らせ、相手方に深い悲しみと重大な精神的苦痛を負わせたことについて、衷心より謝罪する。

また、本件事件の和解の趣旨を十分に踏まえ、労働関係法令を遵守し、職員の長時間労働や過重労働等についての再発の防止に努める。

県は、相手方に対し、本件に関する和解金として、金1億円の支払義務があることを認める。

令和3年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

元県職員が業務過重により自死に至った公務災害事案に関する損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所から和解勧告があり、これに応じたいので提案するものであります。

## 和解について

民法第695条に基づく和解をするものとする。

- 1 件 名 県が運営する宿泊療養施設で発生した療養者死亡事案に係る和解
- 2 和解の相手方 県内在住 個人 ほか2名
- 3 和解金額 575万円

令和3年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県が運営する宿泊療養施設で発生した療養者死亡事案に係る和解をしたいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものであります。

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 定款の変更について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の一部を次のように変更する。

別表第2 建物の項循環器呼吸器病センターの項中

「講堂棟」を「講堂棟  
(令和3年2月除却)」に改める。

### 附 則

この定款は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定による総務大臣の認可の日から施行する。

令和3年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### (提案理由)

循環器呼吸器病センターの講堂棟の除却工事が完了したことに伴い、地方独立行政法人神奈川県立病院機構が県から承継した資産を除却したため、地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款を変更したいので、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により提案するものであります。

令和2年度神奈川県公営企業決算及び  
神奈川県流域下水道事業決算の認定に  
ついて

令和2年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算は、別冊のとおりにつき、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和3年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



